

## はかた駅前通り地区都市景観形成地区の指定(案)について

はかた駅前通り地区都市景観形成地区を次のように指定する。

### 1. 地区概要

当該地区は、博多駅周辺地区と天神地区を結ぶ都心部の重要な回遊動線の一つである都市計画道路博多駅前線（以下、「はかた駅前通り」という。）の沿道地域であって、地域のエリアマネジメント団体と共働で魅力ある都市空間の形成が進められている。

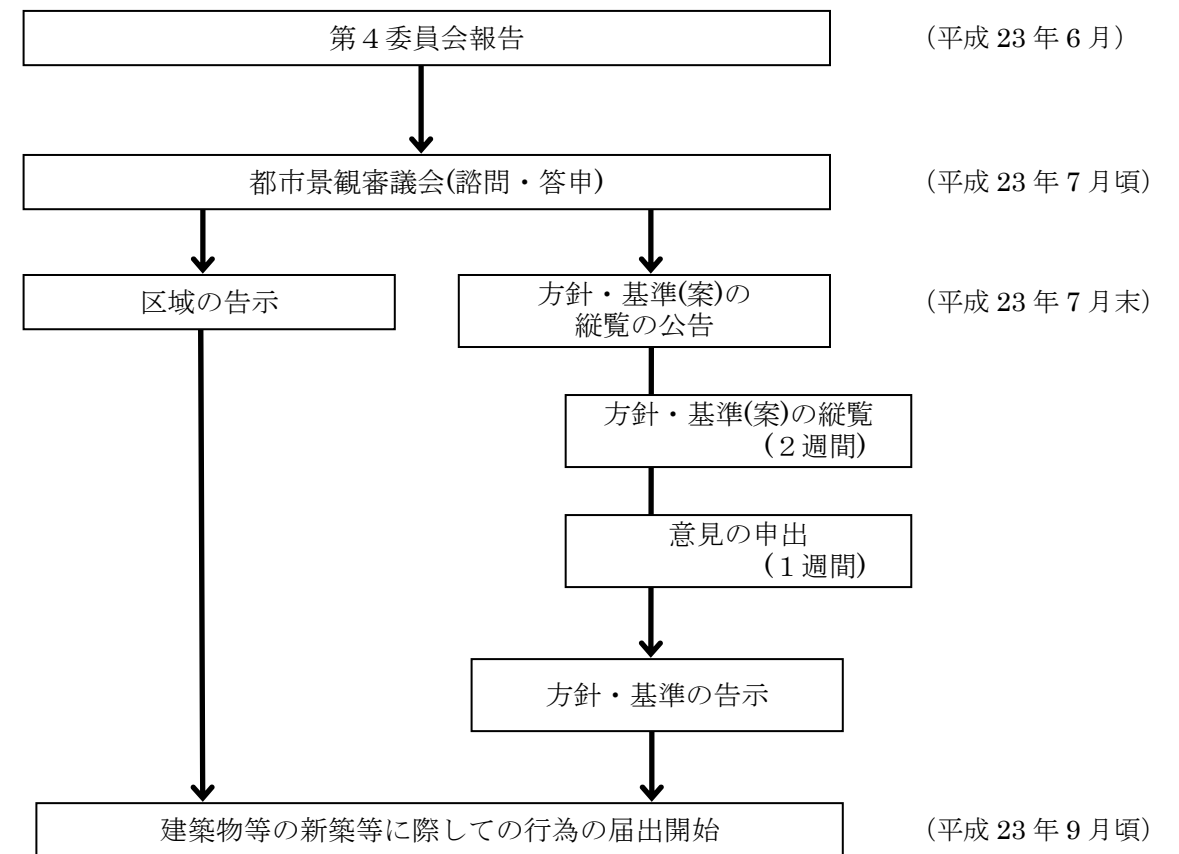
今後とも、市民や来街者にとって快適で潤いのある景観づくりを地域と共働で行うことにより、都心部の一層の魅力的な都市空間の形成を図るため、都市景観形成地区の指定を行うものである。

名称	位置	面積
はかた駅前通り地区 都市景観形成地区	福岡市博多区 博多駅前二丁目 博多駅前三丁目 祇園町 の各一部 (区域は別図のとおり)	約 7.0ha

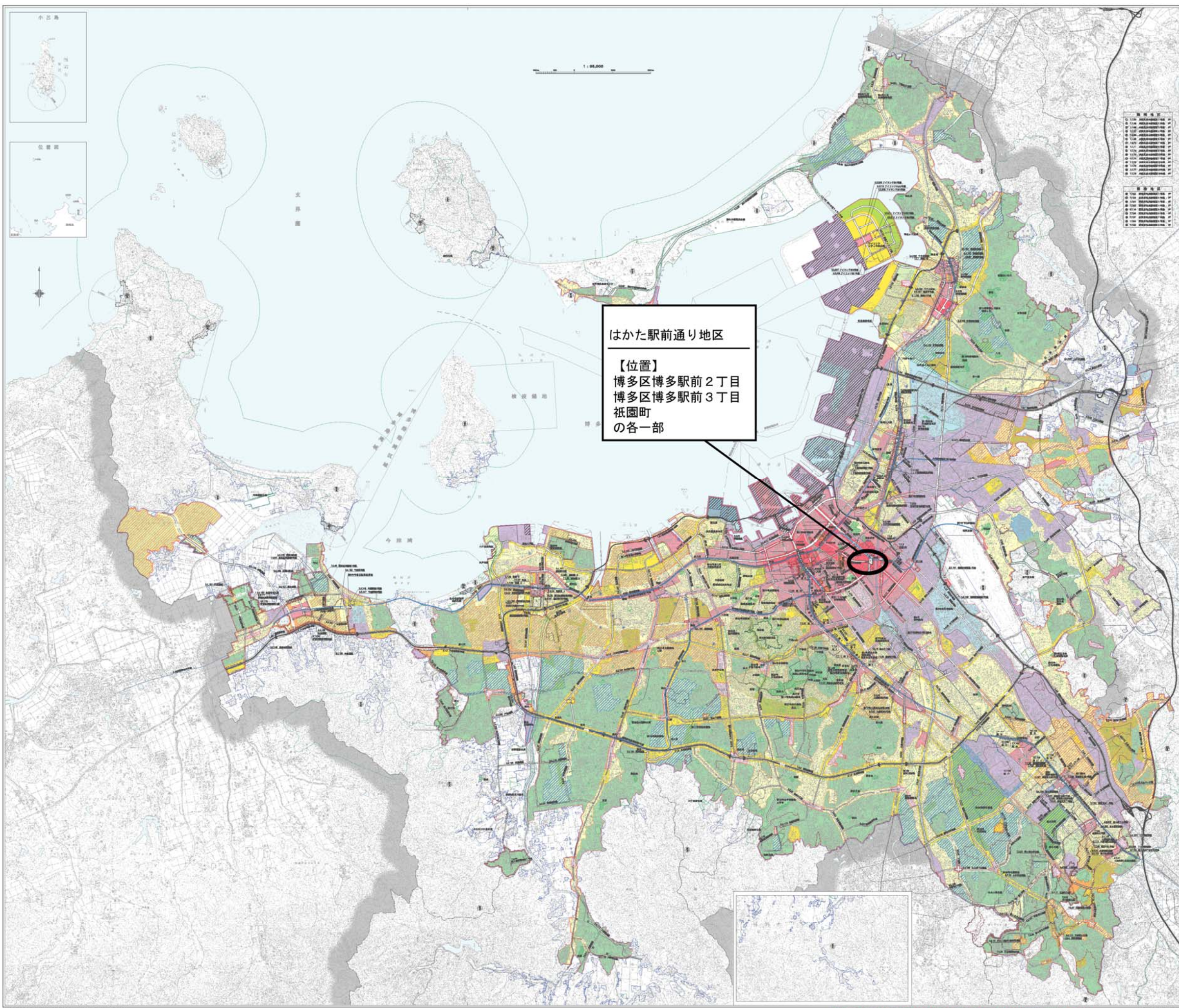
### 【参考】指定地区（今回指定含む）

名称	位置	面積	備考
シーサイドももち地区	早良区百道浜一丁目他	約 185.6ha	H8. 4. 25 指定
御供所地区	博多区御供所町他	約 28.0ha	H10. 11. 30 指定
天神(明治通り・渡辺通り)地区	中央区天神一丁目他	約 15.7ha	H12. 3. 2 指定
香椎副都心(千早)地区	東区千早四丁目他	約 17.6ha	H17. 4. 25 指定
アイランドシティ香椎照葉地区	東区香椎照葉一丁目他	約 94.0ha	H23. 3. 3 指定
元岡地区	西区元浜一丁目他	約 18.3ha	H23. 3. 3 指定
はかた駅前通り地区	博多区博多駅前二丁目他	約 7.0ha	H23 指定予定

### 2. 今後のスケジュール







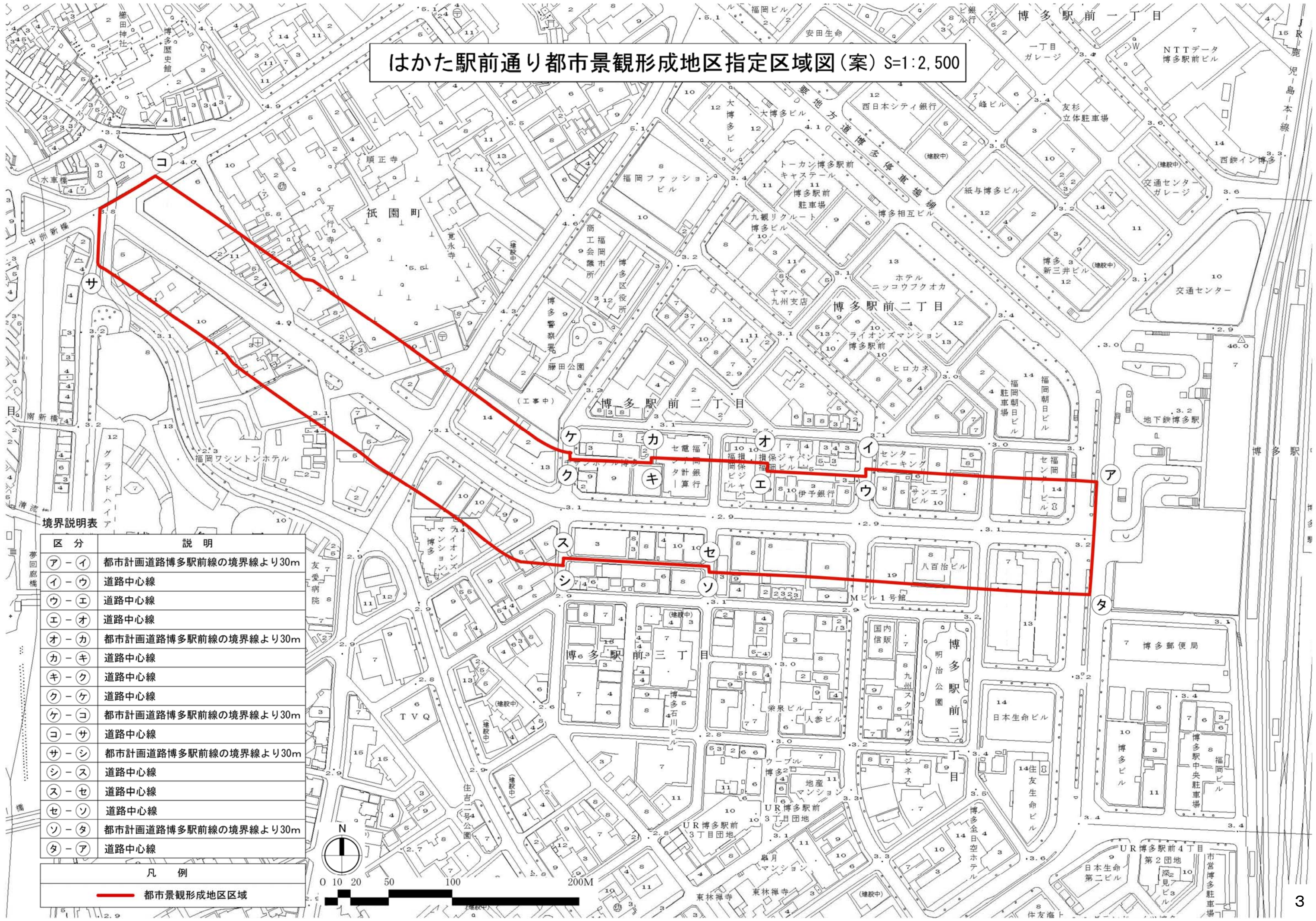
はかた駅前通り地区  
 【位置】  
 博多区博多駅前2丁目  
 博多区博多駅前3丁目  
 祇園町の各一部

凡例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域 (高さの最高限度10M) Class One Low-rise Residential Zone (Maximum Height of Buildings Limited to 10m)
	第二種低層住居専用地域 (高さの最高限度10M) Class Two Low-rise Residential Zone (Maximum Height of Buildings Limited to 10m)
	第一種中高層住居専用地域 Class One Medium and High-rise Residential Zone
	第二種中高層住居専用地域 Class Two Medium and High-rise Residential Zone
	第一種住居地域 Class One Residential Zone
	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
	準住居地域 Semi-residential Zone
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone
	商業地域 Commercial Zone
	準工業地域 Semi-industrial Zone
	工業地域 Industrial Zone
	工業専用地域 Estate Industry Zone
	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio and Maximum Allowable Building Height
	外壁の接距離の最低限度 Minimum Distance Between Building and Boundary
	最低敷地面積 Minimum Site Area
	特別利用用途地区 Special Use Zone
	第一種 15 M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15 M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20 M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20 M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	絶対20M高度地区(春日市のみ) Strict 20m Height Zone (Spring City Only)
	高度利用地区 Height Utilization Zone
	防火地域 Fire Protection District
	準防火地域 Semi-fire Protection District
	風致地区 Scenic Zone
	特別緑地保全地区 Special Green Space Preservation Zone
	生産緑地地区 Agricultural Zone Reserved in the Urbanization Promotion Area
	港地区 Port Zone
	流通業務地区 Distribution Business Zone
	駐滞場整備地区 Zone to be Provided with Parking Places
	都市計画道路 Urban Planning Road
	都市高速鉄道 Urban Rapid Transit Railroad
	公園・緑地・広場・墓園 Parks, Green Areas, Plazas, Cemeteries
	公共下水道排水区域 Public Sewerage Covered District
	ポンプ場 Pumping Station
	その他の都市施設 The Other Urban Facilities
	市街地開発事業 Urban Development Projects
	地区計画区域等 District Planning Area, etc.
	自動車専用道路 Expressway
	鉄道 Railways
	自然公園区域 Natural Park Area
	市界 City and District Boundaries
	区界 Ward, Town and Village Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) Floor Area Ratio and Maximum Allowable Building Height (Urbanization Control Area)
	境界の認定 Boundary of lots with special utilization control standards

※本図は、平成23年4月現在の都市計画の図面を基に作成したものであり、最新の都市計画の図面に沿って変更された内容については、本図面とは異なる場合があります。また、本図面には、最新の都市計画の図面に沿って変更された内容については、本図面とは異なる場合があります。



# はかた駅前通り都市景観形成地区指定区域図(案) S=1:2,500



境界説明表

区分	説明
ア-イ	都市計画道路博多駅前線の境界線より30m
イ-ウ	道路中心線
ウ-エ	道路中心線
エ-オ	道路中心線
オ-カ	都市計画道路博多駅前線の境界線より30m
カ-キ	道路中心線
キ-ク	道路中心線
ク-ケ	道路中心線
ケ-コ	都市計画道路博多駅前線の境界線より30m
コ-サ	道路中心線
サ-シ	都市計画道路博多駅前線の境界線より30m
シ-ス	道路中心線
ス-セ	道路中心線
セ-ソ	道路中心線
ソ-タ	都市計画道路博多駅前線の境界線より30m
タ-ア	道路中心線

凡例	
	都市景観形成地区区域



■ はかた駅前通り地区 地区景観形成方針（案）

<p>博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を目的として、当地区の景観形成方針を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美しさ、風格、賑わいの感じられる空間の形成を図る。</li> <li>・ 緑やオープンスペースのネットワークを創出することにより、快適で潤いのある歩行者空間の形成を図る。</li> <li>・ 多様な人が交流し、楽しさとぬくもりが感じられるアメニティ空間の創出を図る。</li> </ul>
---

■ はかた駅前通り地区 地区景観形成基準（案）

建築物	用途	1 博多駅前線に面した建物の低層部(1階及び2階)は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。	
	意匠・形態	全体の意匠・形態	1 周辺のまちなみとの調和を図る。
		色彩	1 外壁の色彩については、彩度 6.0 以下とする。 2 彩度 6.0 を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の 10% 以内とする。 3 上記にかかわらず、自然素材に彩色を施さずに使用したものは、この限りではない。
屋外空間	沿道空間等	1 積極的な緑化を図る。 2 通りに華やかさを演出するため、オープンカフェや花壇、ストリートファニチャー等の設置に配慮する。 3 通り抜け通路の確保に配慮する。	
	壁面の位置の制限	1 博多駅前線の道路境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 1.5m とする。ただし、やむをえない場合、建築物の 1 階部分の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 1.5m とする。	
	駐車場	1 駐車場出入口は、可能な限り博多駅前線に面して設置しない。	

付属設備	自動販売機	1 博多駅前線に直接面して設置しない。
	その他の付属設備	1 サーチライトは設置しない。 2 反射板を使用した回転灯は設置しない。ただし、駐車場出入口は除く。
屋外広告物	共通事項	1 周辺と調和した、質の高い広告物の設置に努める。 2 広告物(博多駅前線に直接面しないものは除く。)については、次のとおりとする。 (1) 自家用広告物に限る。 (2) ネオン管の露出、点滅する広告物(屋外ビジョンは除く)は設置しない。 (3) 蛍光塗料及びこれに類したものは使用しない。 (4) 道路の上空に係る広告物は設置しない。ただし、一般公共の用に供される駐車施設の利用に関する必要最低限のサインを設置する場合は、この限りではない。 (5) 窓面に広告物を設置する場合は、低層部(1階及び2階)に限る。
	屋上設置広告物	1 設置しない。ただし、掲出する広告物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。
	壁面設置広告物・突出広告物	1 壁面設置広告物及び突出広告物(博多駅前線に直接面しないものは除く。)の表示面積の合計は、壁面 1 面につき壁面面積の 6 分の 1 以下とする。